

会計

投信等に関する改正時価算定適用指針、公表—ASBJ

去る6月14日、企業会計基準委員会は第459回企業会計基準委員会を開催した。

改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」について、前回(2021年6月20日号(No.1614)情報ダイジェスト参照)の意見を踏まえた修正案が示された。

適用時期について、前回、2022年4月1日以後開始年

会計

グループ通算制度の税効果会計に関する実務対応報告案、コメント対応を検討—ASBJ、税効果会計専門委

去る6月24日、企業会計基準委員会は第74回税効果会計専門委員会を開催した。

実務対応報告公開草案61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」に寄せられた主なコメントとその対応案について検討された。

通算税効果価額を授受しない場合の取扱い

通算税効果価額の授受を行わない場合の会計処理および開示を取り扱わないことへの賛否が質問され、「授受を行わない場合は、企業の選択に委ねられるという理解でよいか。なお、その場合、当該会計処理については、重要性に応じて会計

方針としての注記を行うべき」とのコメントが寄せられた。

これに対し、事務局は「授受を行わない場合の会計処理および開示を取り扱わない場合、企業会計基準24号『会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』に定める『関連する会計基準等の定めが明らかでない場合』に該当するものと考えられ、採用した会計方針については重要性に応じて注記を行うこととなる」との旨をコメント対応表のみに記載する案を示した。

専門委員からは対応案自体に異論はなかったものの、「重要性に応じて注記が必要となる旨は、結論の背景等にも記載してもよ

いのでは」との意見があった。誤謬による修正が行われた

場合の税効果会計

グループ通算制度における損益通算および欠損金の通算等の遮断措置に伴い、誤謬による修正があつた場合の取扱いについてコメントが寄せられ、専門委員からも「誤りがあつた法人以外の通算法人も誤謬という扱いとなるか」との質問があつた。

これに対し、事務局は「そもそもその論点は修正事由が誤謬に当たるかどうかであり、その判断において遮断措置の有無はあまり関係ない。実務においては、従来どおり各社の状況に応じた判断を求めると回答した。

監査

監査に関する品質管理基準、公開草案を公表へ—企業会計審議会監査部会

去る6月16日、金融庁は、第52回企業会計審議会監査部会(部会長・堀江正之日本大学商学部教授)を開催した。これまで

の審議を踏まえ、事務局より「監査に関する品質管理基準」の改訂案および前文「監査に関する品質管理基準の改訂について(公開草案)」の案が出された。

リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入

監査事務所が達成すべき品質目標を設定し、リスクを識別して評価を行い、対処するための手続等を定め、実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入する。

品質管理システムの構成

監査事務所に対し、次のことを求める。

- (1) リスク評価プロセス
- (2) 品質管理システムの項目ごとに品質目標を設定する。
- (3) ガバナンスおよびリーダーシップ
- (4) 健全な組織風土の醸成等に関する品質目標を設定する。
- (5) 職業倫理および独立性
- (6) 監査事務所が所属するネットワーク等による職業倫理の遵守等を、品質目標として設定する。
- (7) 監査契約の締結および更新
- (8) 監査契約の新規の締結や更新に際し、監査業務の内容等を考慮する等の品質目標を設定する。
- (9) 業務の実施
- (10) 文書の適切な記録や保存等に関する品質管理目標を設定する。
- (11) 監査業務に係る審査
- (12) 原則としてすべての監査業務について審査を求める。品質管理の方針または手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、審査を受けないことができる。
- (13) 業務運営に関する資源
- (14) 人的資源やテクノロジー資源等の取得または開発等に関する品質目標を設定する。

(8) 情報と伝達

監査事務所の内外からの適時の情報収集等に関する品質目標を設定する。品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるように、十分な透明性を確保する。

少なくとも年に一度、特定の基準日に品質管理システムを評価すること等を求める。

実施時期

(9) 品質管理システムのモニタリングおよび改善プロセス

2023年7月1日以後に開始する事業年度または会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所において、2024年7月1日以後に開始する事業年度または会計期間）に係る財務諸表の監査から実施する。早期適用が可能。

(10) 監査事務所間の引継ぎ
監査事務所間の引継ぎについて、品質目標を設定する。

委員からは、表現の微修正等に関する意見が挙がったものの、おおむね同意が得られた。今後、事務局にて修正を行い、パブリックコメントを募集する。コメント期間は1カ月の予定。

品質管理システムの評価

監査事務所間の品質管理システムに関する最高責任者に対し、

見通しが注目された。現在の誘導目標は0.0・25%のレンジであり、2021年末の予想は、全員が変わらないとみていないしは2回の利上げを見込み、さらに2023年末までに広げると、13人が利上げを予想する結果となった。

加速する市場との対話

米FRB（連邦準備制度理事会）の金融政策で、次の一手を占う手がかりとして市場が注目していたFOMC（連邦公開市場委員会）が、6月15、16日に開催された。今回も現状の政策が維持されたが、市場の関心は今後の金融緩和策の縮小時期についての示唆の有無だった。

前回3月発表時には、2022年が4人の利上げ予想、

なかでも、FOMC参加者18人の中期の短期金利FFレート

22年が4人の利上げ予想、

ポジティブ・メンタルヘルス

自立と依存

メンタルクリエイト 江口 毅

対人援助の世界では、「自立とは依存先を増やすこと」という言葉があります。さまざまな解釈ができる言葉ですが、筆者は次のように考えています。

育ててきました。そのことを認め、感謝の念を抱けば、1人で生きてきたわけではないと受け入れられるはず。

甘えることも、頼ることも、相談することもできない人たちがいます。それは、甘えることを知らないのかもしれないし、頼つてみただけで裏切られた経験があるのかもしれないし、相談してみたけど受け入れられなかった経験があるのかもしれない。とにかく、世の中には甘える・頼る・相談するということができない人たちが少なからず存在します。

このことは、仕事でも同じことがいえるでしょう。「自分1人で仕事を回している」、「この会社や部署は、自分の力で回っている」などと思いがかる時期があるかもしれないませんが、そんなことはありません。自分が仕事をしている空間や什器、所属先や肩書、チームのメンバー、他部門の人たちが存在しなければ、たちまちその人は「1人で仕事ができないこと」に気づくでしょう。自分1人では成果を出すことは不可能です。

家族や親友でも専門家でも誰でも構いません。依存先が家族や友人であれ、専門家であれ、行政のサービスであれ、それは決して恥ずかしいことではありません。支えられて生きることは当たり前のことなのです。

そのような人たちに対して、いきなり自立を促すのは酷なことです。自立とは、人は1人で生きていけないことを自覚して、だから適切に周囲に依存することとができて、互いに支え合いながら生きていくことだと考えます。よって、私たちは、「人は1人で生きていけないこと」や「社会や周囲の人たちから支えられて生きていること」を、まず認めなければなりません。

「人は1人で生きていけないこと」を認めると、いずれ「社会や周囲の人たちから支えられて生きていること」を受け入れられます。そうすると、依存する(甘える・頼る・相談する)ことの重要性を理解できます。頭では理解できても、依存することに慣れていない・抵抗がある人は、上手に依存することができないかもしれません。そのようなときは、依存したことで自身が傷つくおそれが少ない「安全で安心できる人間関係」のなかで依存することを試してみてください。それは、信頼できる

「自立とは、1人で生きることではない。(質的に)豊かな依存先があつてこそできるのが、自立である」。このような視点で自分の生き方や人間関係を眺めてみると、今よりも楽に生きられることが得られるでしょう。

愛情を受けて、私たちはここまで

愛情を受けて、私たちはここまで

愛情を受けて、私たちはここまで

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年6月16日	法律70号 産業競争力強化法の一部を改正する等の法律		ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じるもの。 https://kanpou.npb.go.jp/20210616/20210616g00135/20210616g001350015f.html	—
2021年6月17日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」公表から約1年後に、当該取扱いについて再度確認する予定とし、2021年10月頃再度検討されることが明記された。 https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/2021_0617.pdf	—
2021年6月18日	サステナブルファイナンス有識者会議報告書	金融庁	世界のESG投資資金や国内外の成長資金が脱炭素に関する企業の取組みに活用されるよう、今後の金融行政におけるサステナブルファイナンスの推進を目指した議論の結果を提言としてとりまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210618-2.html	—
2021年6月22日	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)	経産省	改正産業競争力強化法の公布に伴い、公布の日から起算して3カ月以内に施行される改正に関して、関係政省令等について所要の措置を講ずるもの。DX投資促進税制等の認定に関する「事業適応の実施に関する指針(案)」も公表されている。コメント期限は2021年7月21日。 (政令案) https://public-comment-e-gov.go.jp/servelet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121063&Mode=0 (命令案) https://public-comment-e-gov.go.jp/servelet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121062&Mode=0	—
	産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令(案)等			—

2023年未までに7人が利上げ予想する結果だったため、FRBの利上げ時期が前倒しされるのではとの思惑が市場に流れたとように思われる。パウエルFRB議長は、FOMCとしての

具体的な利上げ時期の議論の事実は否定した。ただ、利上げの前提となる米国債やMBS(住宅ローン担保証券)を対象にした資産買入額の縮小時期も、来年以降から年内へ早まるとの民間予測もあり、緩和縮小から利上げへつなげる動きは加速するのではないかとの見方もある。

一方で、6月22日に米下院で行われたパウエル議長の議会証言では、「物価の上振れは一時的で1970年代のようなインフレ高進の可能性は非常に低い」、「インフレの発生を恐れて予防的に利上げすることはない」と、直近のFOMCで高まった利上げ前倒し観測をけん制する発言がみられた。

ただ、雇用の最大化と物価安定への進展を緩和縮小議論の開始要件としながら、秋に強い雇用創出を期待するなど、タカ派的な見方も織り込まれる。発言もあり、市場との対話にも工夫がみられる。次の節目となる8月の経済政策シンポジウムまで、FRB幹部やFOMC参加者の連銀総裁の発言に

縮小時期を探る動きが続く。うだ。

証券
円安進行で、企業収益は上向くか

東京オリンピックは開催の方向で話が進み、ワクチン接種もペースが速まっている。10都道府県に出されていた緊急事態宣言は、6月20日に沖縄県を除いて解除され、このうち7都道府県はまん延防止等重点措置へ移行した。

この結果、株式市場の懸念材料はかなり解消されたはずであるが、株価は引き続き方向感が定まらない状態が続いている。これには米経済と株式市場の不安定な動きが影響しているとみられている。米経済の力強い回復は、早々とインフレ懸念を強め、FRBの金融政策が変更されるのではないかと、という不安が強まってきたからとみられる。

6月中旬、米株式市場はFOMC(連邦公開市場委員会)の議論をめぐって神経質な動きを繰り返してきたが、会議終了後の議長発言がこれまでよりややタカ派的だったとして、6月18日のNYダウは553ドル下落した。これを受け、主要国市場は一斉に株価下落に見舞われた

が、下落幅は日本市場が最大であった。米市場を上回る日本市場の株価下落については、日本株に対する内外の投資家の期待の低さ、経済成長率や企業収益増加率などファンダメンタルズの弱さを指摘する声もある。

一方で、最近の経済指標でそれに影響を及ぼしそうな動きが出てきたことが注目されている。為替相場が円安方向へ動いてきたことである。円ドル相場は長い間、1ドル=105~110円で推移してきたが、ここへきて、110円を超え、円安進行を印象づける動きとなってきた。この背景は米金利の上昇、日米金利差の拡大であり、今後この傾向が続く公算が大きい。

日本経済では、円安によって輸出が増加、景気が上向くという関係は薄れているが、企業の海外依存度は高まる一方であり、円安が進めば海外子会社の収益が改善され、利益が急増する関係は強まっている。円安がもたらすファンダメンタルズ好転の可能性が注視されている。